

改訂2版
建設リサイクル法の手引

平成16年5月

鳥 取 県

～ 目次 ～

	ページ
1 背景・目的	1
2 建設リサイクル法の概要	2
(1) 分別解体等の義務付け	2
(2) 再資源化等の義務付け	6
3 発注者・受注者の義務等	9
(1) 工事計画の作成及び発注者への説明	9
(2) 契約	9
(3) 事前届出等	10
(4) 下請業者等に対する告知	17
(5) 標識の掲示、技術管理者の配置	17
(6) 発注者への完了の報告等	18
(7) 県等による助言、勧告及び命令等	18
4 解体工事業者の登録	29
5 罰則	30
6 届出先一覧	31
7 再資源化施設一覧	32
8 公共工事における取り扱い	33
9 届出書等様式	37

1 背景・目的

平成12年5月31日に公布された「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下「建設リサイクル法」という。)では、一定規模以上の対象建設工事において、特定建設資材を現場で分別解体等するとともに、分別解体等によって生じた特定建設資材廃棄物について再資源化等を行うことが義務付けられ、平成14年5月30日から本格的に施行されました。

また、これに伴い本県では、建設工事により発生する特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施、再資源化により得られた物の利用の促進に関し、建設リサイクル法第4条第1項に基づき、「鳥取県建設リサイクル指針」として必要な事項を定め、建設工事における建設資材廃棄物の適正な処理及び資材の有効な利用の確保に努めているところです。

本手引は、このような現状を踏まえ、主に工事発注者及び受注者(工事施工者)を対象に、履行しなければならない義務、手続等について具体的に整理し、建設工事及び解体工事業者等に情報提供することにより、本県において同法が円滑に施行されることを期待し作成したものです。

2 建設リサイクル法の概要

(1) 分別解体等の義務付け（受注者又は自主施工者の義務）（法第9条）

特定建設資材（ 1 ）を用いた建築物等の解体工事、特定建設資材を使用する新築工事等で建設工事規模に関する基準以上のもの（以下「対象建設工事」という。（ 2 ））を請け負った業者（下請業者を含む）（以下「受注者」という。）は、正当な理由がある場合を除き、特定建設資材廃棄物を基準に従って工事現場で分別解体等することが義務付けられています。

1 特定建設資材は、次の4品目です。特定建設資材廃棄物とは、特定建設資材が廃棄物となったものを言います。

- ・ コンクリート
- ・ コンクリート及び鉄から成る建設資材
- ・ 木材（建設発生木材）
- ・ アスファルト・コンクリート

2 対象建設工事は、次のとおりです。

対象建設工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	床面積の合計 80 m ² 以上
建築物の新築・増築工事	床面積の合計 500 m ² 以上
建築物の修繕・模様替等工事（リフォーム等）注1)	請負代金 注3) 1億円以上
建築物以外の工作物の工事（土木工事等）注2)	請負代金 注3) 500万円以上

注1)建築物の修繕・模様替等工事：建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの

注2)建築物以外の工作物の工事：建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等

注3)請負代金の額には消費税を含む

用語の意味

解体工事： 建築物の場合、基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材、床板、屋根板又は横架材で建築物の自重若しくは積載荷重、積雪、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の振動若しくは衝撃を支える部分の全部又は一部を取り壊す工事

建築物の一部を解体、新築、増築する工事については、当該工事に係る部分の床面積が建設工事の規模に関する基準以上のものが対象建設工事となる

新築工事： 更地に新たに建築物等を建てる工事

増築工事： 同一敷地内において、既存建築物等の床面積を増加させる工事

改築工事： 建築物等の全部又は一部を取り壊して、これと位置、用途、構造、規模等が従前の建築物等と著しく異ならない建築物等を建てる工事

修繕工事： 同じ材料を用いて元の状態に戻し、建築当初の価値に回復させる工事

模様替工事： 建築物等の材料、仕様を替えて建築当初の価値の低下を防ぐ工事（修繕、模様替工事は、建築物の床面積が増減することはない。）

「分別解体等実施の手順」・・・対象建設工事の分別解体等は次の手順で行わなければなりません。

対象建築物等に関する調査の実施

- ・対象建築物等及びその周辺の状況に関する調査
- ・作業場所に関する調査
- ・搬出経路に関する調査
- ・残存物品の有無の調査
- ・付着物の有無の調査 等

分別解体等の計画の作成

次の事項を内容とする計画を作成します。

- ・対象建築物等に関する調査の結果及び工事着手前に講じる措置の内容
- ・工事の工程の順序及び工程ごとの作業内容と分別解体等の方法
- ・対象建築物等に用いられた特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる場所
- ・その他分別解体等の適正な実施を確保するための措置 等

工事着手前に講じる措置の実施

工事着手前における作業場所及び搬出経路の確保等の実施

工事の施工手順

建築設備・内装材等の取り外し



屋根ふき材の取り外し



外装材・上部構造材の取り壊し



基礎及び基礎ぐいの取り壊し



、は手作業
が原則です

、は手作業と機械
作業が併用できます

～ の具体的内容については、次頁(4ページ)を参照してください。

対象建築物等に関する調査の実施

対象建築物等及びその周辺の状況に関する調査	建築物等の建築年数やその状態について調査します。また、周辺の状況（住宅地、農地、河川敷等の別、前面道路の幅員、交通量、病院・幼稚園・小学校等が隣接していないか等）、工事の施工に関し注意が必要な事項について調査します。
作業場所に関する調査	解体用機械等の設置場所、分別解体を行うための作業場所の広狭、障害物の有無等について調査します。
搬出経路に関する調査	廃棄物の発生する現場から搬出を行うまでの道路までの搬出経路の状況（段差、樹木、障害物、搬出に利用する道路までの距離、交通規制等）について調査します。
残存物品の有無の調査	解体する建築物の内部や敷地内における家電製品、タンス等の有無について調査します。
付着物の有無の調査 等	解体する建築物等における吹き付け石綿の有無について調査します。また、建築物等解体時に有害物質（PCB使用トランス等）の発生がある場合、その種類、発生箇所等について調査します。

分別解体等の計画の作成（届出書別表の作成）

対象建築物等に関する調査の結果及び工事着手前に講じる措置の内容	の調査結果と工事に着手するに当たって、作業場所の確保、搬出経路の確保及び残存物品の搬出等についてその措置の内容を計画します。	
工事の工程の順序及び工程ごとの作業内容と分別解体等の方法	建築物の解体	建築設備・内装材等、屋根ふき材の取り外しの有無と外装材・上部構造部、基礎・基礎ぐいの取り壊しの有無及びそれぞれの分別解体等の方法等について計画します。
	建築物の新築、増築、修繕、模様替	造成等工事、基礎・基礎ぐい工事、上部構造部分・外装工事、屋根工事及び建築設備・内装等工事の有無について計画します。
	建築物以外の工作物	仮設工事、土工工事、基礎工事、本体構造工事、本体付属品（防護柵、照明、標識等）工事等の有無について計画します。また、解体工事の場合は、分別解体等の方法についても計画します。
対象建築物等に用いられた特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる場所	特定建設資材廃棄物の種類ごとにその発生量と発生する部分又は新築等にあつては使用する部分について計画します。	
その他分別解体等の適正な実施を確保するための措置 等	上記以外に、適正に分別解体を実施する上で注意しなければならない措置の内容等について計画します。	

工事着手前に講じる措置の実施

工事に着手するに当たり、作業場所及び搬出経路の確保等を図ります。また、建築物の内部や敷地内の残存物品（家電製品、タンス等）が搬出されているか確認します。

工事の施工手順

順序	建築物の解体	分別解体等の方法	建築物以外の工作物	分別解体等の方法
1	建築設備、内装材等の取り外し	原則手作業	さく、照明設備、標識その他の工作物に附属する物の取り外し	手作業・機械作業
2	屋根ふき材の取り外し	原則手作業	工作物のうち基礎以外の部分の取り壊し	手作業・機械作業
3	外装材等の取り壊し	手作業・機械作業	基礎及び基礎ぐいの取り壊し	手作業・機械作業
4	基礎及び基礎ぐいの取り壊し	手作業・機械作業		

「鳥取県建設リサイクル指針」では・・・

【鳥取県建設リサイクル指針】

建設工事に係る再資源化等に関する法律（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）第 4 条第 1 項に基づき、鳥取県が建設工事により発生する特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施、再資源化により得られた物の利用の促進の実施に関して必要な事項を定め、本県の建設工事における建設資材廃棄物の適正な処理及び資材の有効な確保を図るものとしています。

特定建設資材に係る分別解体等の方向を次のように規定しています。

種類、処理方法に応じた適切な分別の徹底

特定建設資材廃棄物をその種類毎に分別することを確保するため、分別解体等に係る施工方法に関する基準（平成 14 年 3 月 5 日国土交通省・環境省令第 1 号）に基づき、適切に分別解体等を実施すること。

分別場所の確保と保管物の表示

原則として、現場内で分別解体することとし、場所及び保管物の表示を徹底すること。

分別解体等の適切な監視と監督

適切な分別解体施工となるよう適時、適切な監視、監督を行うこと。

Q & A

Q 1 法第 9 条（分別解体等実施義務）に「正当な理由がある場合を除き、分別解体しなければならない。」とあるが、正当な理由とは何か？

A 1 次の場合が考えられます。

- (1) 災害時の応急仮設建築物に係る工事など緊急を要する場合
- (2) 災害時の緊急復旧工事（単なる災害復旧工事を除く）など緊急を要する場合
- (3) 有害物等により建築物等が汚染されている場合
- (4) 火災により建築物が全焼し、熱等の影響で特定建設資材の再資源化が不可能となった場合

Q 2 ミンチ解体したものを他の現場等で分別するのは違法か？

A 2 法第 2 条（定義）第 3 項第 1 号において、「分別解体とは、建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為」と定義されており、他の現場等で分別することは分別しつつ計画的に施工する行為とは言い難く原則違法です。

Q 3 建築設備が対象建設工事となるかならないかはどう判断すればよいか？

A 3 建築設備については、建築基準法により建築物として定義されていますが、構造耐力上主要な部分に該当しないため、建築設備単独で行う工事については、全て修繕・模様替等工事とみなし、請負金額が 1 億円以上であれば対象建設工事となります。

ただし、建築物本体と建築設備を一つの新築工事又は解体工事として併せて発注する場合については、建築物本体が対象建設工事であれば建築設備に係る部分についても新築工事又は解体工事として対象建設工事となります。

Q 4 建設会社が自社ビルを請負契約によらないで自ら新築、解体等する場合、自主施工者となるか？

A 4 この場合、建設会社は自主施工者となり、分別解体等の実施義務のみ課せられることとなりますが、再資源化等についても可能な限り実施するよう努力することが必要です。なお、工事の一部を他社に請け負わせる場合は、自主施工者には該当しません。

Q 5 施行規則第 2 条（分別解体等に係る施工方法に関する基準）第 3 項の「建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上これによりがたい場合」とはどのような場合か？

A 5 屋根が腐っていて登ると危険なため、屋根ふき材と上部構造部分を一緒に取り壊す場合等が考えられます。具体的には個別に判断が必要となりますので、届出窓口で相談してください。

(2) 再資源化等の義務付け（受注者の義務）（法第 16 条）

対象建設工事の受注者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物を再資源化等することが義務付けられています。

ただし、木材（建設発生木材）については、工事現場から最も近い再資源化施設までの距離が 50 km を超える場合にはついては、縮減（焼却）してもよいこととなっています。

「鳥取県建設リサイクル指針」では・・・

1 特定建設資材廃棄物のリサイクルの考え方

特定建設資材廃棄物の再資源化対策は次の優先順位で取り組むことを基本としています。

- (1) 特定建設資材廃棄物の発生を抑制する。
- (2) 特定建設資材廃棄物を他の建設工事に再利用する。
- (3) 特定建設資材廃棄物を再資源化し利用する。
- (4) 特定建設資材廃棄物の焼却により、熱回収を行う。
- (5) 最終処分場で処理する。

2 特定建設資材廃棄物の再資源化の目標

本県で行われる全ての建設工事を対象とした特定建設資材廃棄物の再資源化率は、平成 22 年度で次表の中欄に掲げる率とし、また、県事業においては、平成 17 年度で次表の右欄に掲げる率を達成することを目標としています。

【特定建設資材廃棄物の再資源化率の目標】

特定建設資材廃棄物	再資源化率	
	県全体事業	県事業
目標年度	平成 22 年度	平成 17 年度
コンクリート塊	9.5%	10.0%
アスファルト・コンクリート塊	9.5%	10.0%
建設発生木材	9.5%	7.5%

3 特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の率先利用

県においては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 12 年法律第 100 号）及び「鳥取県グリーン購入基本方針」（平成 13 年 7 月）の趣旨を踏まえ、次の定めるところにより、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を率先して利用することとしています。

- (1) コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊の再資源化により得られた再生骨材等を工事現場から 40 km の範囲内で入手できる場合は、利用される用途に要求される品質を考慮した上で、原則として経済性に関わらずこれを利用すること。ただし、工事現場で発生するコンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊の利用を優先する。
- (2) アスファルト・コンクリート塊の再資源化により得られた再生加熱アスファルト混合物を工事現場から 40 km、かつ 1.5 時間の範囲内で入手できる場合は、利用される用途に要求される品質を考慮した上で、原則として経済性に関わらずこれを利用する。
- (3) 建設発生木材の再資源化により得られた堆肥や敷きわらの代替、製紙チップ、緑化用基材、雑草防止材、木質ボードなどを利用される用途に要求される品質を考慮した上で、原則として経済性に関わらずこれを利用する。

Q & A

Q 6 再資源化の定義として、「熱を得ることに利用することができる状態にする行為」とあるが、具体的にはどのような行為か？

A 6 廃棄物発電、セメント工場及びボイラーなどのいずれも燃料としての利用が考えられます。ただし、この場合、次の3つの条件を全て満たすことが必要です。

- (1) 原則として熱を得て、その熱を何らかに利用することを目的としているものであり、熱を何らかに利用するための設備を有していること
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第1項による産業廃棄物処理基準に従う焼却であること
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びダイオキシン類対策特別措置法の対象施設である場合には、当該規制を満足する施設であること

Q 7 再利用が可能な特定建設資材を現場で再使用することはできないか？

A 7 現場で再利用できるものを特定建設資材として再使用する場合は問題ありません。ただし、特定建設資材廃棄物となったものについては、これをそのまま再使用することはできません。

建設リサイクル法の要点 ~ 工事の発注から実施への流れ ~



発注者

契約

書面による説明 (建築物の構造、工事着手日、分別解体等の計画等)

書面による完了報告 (再資源化等の完了日、再資源化施設の名称及び費用)

変更命令

事前届出 (通知)

(分別解体等の計画)

受注者

元請業者

契約

下請業者

告知 (届出等の内容について説明)

受注者の義務

- ・ 分別解体等、再資源化等の実施
- ・ 技術管理者等による施工の管理
- ・ 現場等における標識の掲示

助言・勧告・命令
報告の徴収・立入検査

鳥取県知事 (市長)

届出受付等事務の一部は鳥取市・倉吉市・米子市・境港市でも行っています。

(詳しくは、届出先一覧(31ページ)をご覧ください)



3 発注者・受注者の義務等

(1) 工事計画の作成及び発注者への説明（受注者の義務）（法第12条第1項）

対象建設工事の受注者（元請業者）は、次の事項を内容とする計画（ ）を作成し、発注者に対し、建築物等の構造、工事着手時期及び分別解体等の計画等について書面を交付して説明する必要があります。（参照 20 ページ）

分別解体等の計画の内容

- ・ 対象建設工事等に関する調査の結果及び工事着手前に講じる措置の内容
- ・ 工事の工程の順序及び当該工程ごとの作業内容と分別解体等の方法
- ・ 対象建築物等に用いられた特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる場所
- ・ その他の分別解体等の適正な実施を確保するための措置等

Q&A

Q 8 発注者への説明は、いつするのか？

A 8 法第12条（対象建設工事の届出に係る事項の説明等）第1項では、「対象建設工事を発注しようとする者」に対し、「直接当該工事を請け負おうとする建設業を営む者」から説明することとなり、契約前に説明することが求められています。

Q 9 公共工事については、いつ、どのような形で事前説明をすればいいのか？

A 9 公共工事についても、入札等により受注者が決定した後、契約前に発注者（担当者）に対し文書で説明を行うことが必要です。（参照 35 ページ）

(2) 契約（発注者、受注者双方の義務）（法第13条）

発注者が元請業者と交わす対象建設工事の契約書面（ ）については、分別解体等の方法、解体工事に要する費用等を記載し、署名又は記名押印をして相互に交付する必要があります。（参照 21 ページ）

契約書面の記載事項

- ・ 分別解体等の方法
- ・ 解体工事に要する費用
- ・ 再資源化等をするための施設の名称及び所在地(特定建設資材廃棄物についてのみ記載)
- ・ 再資源化等に要する費用(特定建設資材廃棄物についてのみ記載)

Q&A

Q 10 新築工事において、当初契約では端材の発生量がわからない等の理由で再資源化等に要する費用を見込んでいない場合は、契約書面には再資源化等に要する費用はどのように記載すればよいか？

A 10 ゼロと記載してもかまいません。ただし、実際の工事において端材が発生し、再資源化等を行った場合には変更契約が必要となります。

(3) 事前届出等（発注者、自主施工者の義務）（法第 10 条、第 11 条）

対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事着手の 7 日前までに、分別解体等の計画について、鳥取県知事等（注）に届出することが必要です。

発注者が国の機関又は地方公共団体の場合は、届出に代えて鳥取県知事等にあらかじめ通知する必要があります。（参照 35 ページ）

（注：届出受付等事務の一部は、鳥取市、倉吉市、米子市及び境港市でも行っています。詳しくは、届出先一覧（31 ページ）をご覧ください。）

届出等に必要なもの

届出及び変更届出には、次の 1)～5)を準備する必要があります。

提出部数は原則 1 部ですが、自治体によっては、複数部必要な場合もありますので、届出先にお問い合わせください。

- 1) 届出書又は変更届出書（参照 13 ページ）
- 2) 別表 1～3（工事によっていずれか 1 種類を添付）（参照 14～16 ページ）
- 3) 工程表（届出書に記載できない場合に添付）
- 4) 設計図又は写真（建築物等の平面図、姿図等又は現状を示す明瞭な写真）
- 5) 案内図（工事現場がわかるもの）

届出日と着手日の考え方

工事着手の 7 日前（閉庁日を含む）までに届出を行わなければなりません。例えば、12 月 27 日に届出をした場合には、1 月 3 日以降に着工が可能となります。

12/27	12/28	12/29	12/30	12/31	1/1	1/2	1/3
7 日前	6 日前	5 日前	4 日前	3 日前	2 日前	1 日前	当日
届出日	-	-	-	-	-	-	着手日

Q & A

Q11 工事着手後に廃棄物の発生量が変わった場合でも変更届出が必要か？

A11 変更届出は、工事着手前に限って該当項目に変更がある場合に提出するものです。したがって、工事着手後は変更届出を提出する必要はありませんが、法第9条第1項の分別解体等の実施義務、法第9条第2項の主務省令で定める基準などは当然適用されており、必要に応じて随時分別解体の計画を変更しながら、適正に分別解体等を実施する必要があります。

Q12 どのような場合に変更届出を行う必要があるか？

A12 工事着手前に次の事項について変更があった場合に行います。

- (1) 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
- (2) 工事着手の時期及び工程の概要
- (3) 分別解体等の計画
- (4) 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み
- (5) 商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (6) 工事の規模
- (7) 請負契約によるか自ら施工するかの別
- (8) 対象建設工事の元請業者の商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (9) 対象建設工事の元請業者が建設業法第3条第1項の許可を受けた者である場合においては、次に掲げるもの（建設業許可業者の場合）
 - 許可をした行政庁の名称及び許可番号
 - 当該元請業者が置く建設業法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者の氏名
- (10) 対象建設工事の元請業者が法第21条第1項の登録を受けた者である場合においては、次に掲げるもの（解体工事業登録業者の場合）
 - 当該登録をした行政庁の名称及び登録番号
 - 当該元請業者が置く法第31条に規定する技術管理者の氏名
- (11) 対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日

Q13 対象建設工事ではなかった工事が、変更等により対象建設工事となった場合どうすればよいか？

A13 対象建設工事となることが判明した時点で速やかに届出を行う必要があります。なお、この場合、工事を一時中止する必要はありません。

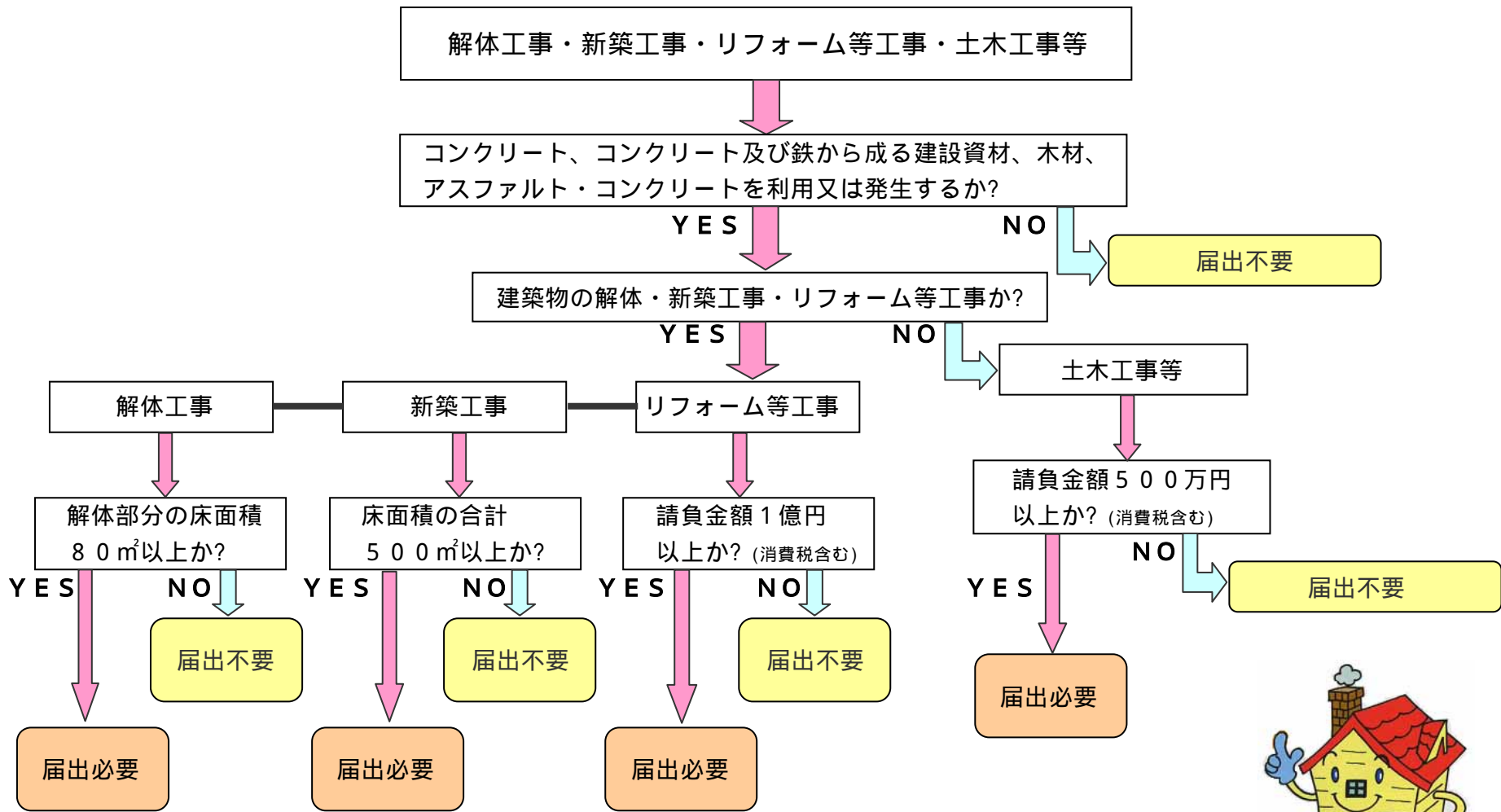
Q14 届出や通知をした工事が中止になった場合どうすればよいか？

A14 届出等先に、工事が中止になった旨を連絡してください。（参考様式 23^へ→^じ参照）

Q15 公共工事において、変更の通知は必要ないか？

A15 法第11条（国等に関する特例）には、法第10条第1項の規定により、「届出を要する行為をしようとするときはその旨を通知する」とされており、行為をする旨の通知で足りるため、変更通知は必要ありません。

建設リサイクル法第10条に基づく届出対象工事



12

届出先については、届出先一覧（31ページ）を参考にしてください。



(様式第一号)

※外! : 転居する場合は、転居先の住所等を余白に記入してください

郵便番号 -
住所 鳥取県鳥取市
電話番号 - -

届 出 書 (記 載 例)

鳥取県地方国土整備局長 様

※外! : 届出した日を記載してください

平成 年 月 日

※外! : 法人の場合は代表者印を押印してください

フリガナ
氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

印

(郵便番号 -) 電話番号 - -

住所 鳥取県岩美郡岩美町

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 工事の概要

工事の名称 邸解体工事

工事の場所 鳥取県岩美郡岩美町

工事の種類

☑ 建築物に係る解体工事 建築物に係る新築又は増築の工事
建築物に係る新築工事等であつて新築又は増築の工事に該当しないもの
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等

工事の規模

建築物に係る解体工事 用途 専用住宅、階数 2、工事対象床面積 165 m²

建築物に係る新築又は増築の工事 用途、階数、工事対象床面積 m²

建築物に係る新築工事等であつて新築又は増築の工事に該当しないもの

用途、階数、請負代金 万円

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 万円

請負・自主施工の別: ☑ 請負 自主施工

※外! : 請負代金には消費税の額を含みます

2 元請業者 (請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

フリガナ
氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名) 有限会社 建設

(郵便番号 -) 電話番号 - -

住所 鳥取県鳥取市

許可番号 (登録番号)

建設業の場合

建設業許可 大臣 知事 号

主任技術者 (監理技術者) 氏名

☑ 解体工事業の場合

解体工事業登録 鳥取県 知事 許可第 号

技術管理者氏名

※外! : 建設業許可 (土木工事業、建築工事業 とび・土工事業) をお持ちの場合は、解体工事業者の登録は必要ありません

3 対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日

(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

平成 年 月 日

4 分別解体等の計画等

建築物に係る解体工事については別表1
建築物に係る新築工事等については別表2
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3
により記載すること。

※外! : 工程表を添付する場合は記載する必要はありません

5 工程の概要

別紙のとおり

(できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。)
欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

受付番号

分別解体等の計画等（記載例）

建築物の構造	◦木造 鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造 鉄骨造 コンクリートブロック造 その他（ ）		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築 3 5 年 (注: 建築年又は建築年数、現在の状況を記載します)	
	周辺状況	住宅が密集しており、隣地境界線約 1 メートル (注: 工事の施工に際し配慮すべきことを具体的に記載します)	
	作業場所の状況	敷地内に確保して作業可能 (注: 分別解体のために想定される作業場所の現状を具体的に記載します)	
	搬出経路の状況	前面道路が復員 4 メートルなく、大型車通行不可 (注: 障害物の有無、道路復員、交通規制の状況等を記載します)	
	残存物品の有無	有 (エアコン、冷蔵庫) (注: 建築物の内部等における家電製品、家具等の有無を記載します)	
	付着物の有無	有 (吹き付けアスベスト) (注: 特定建設資材の吹き付け石綿の有無を記載します)	
	その他 ()	土台に C C A 処理木材が使用されている (注: 解体時に有害物質が発生する場合、その種類等を記載します)	
工事着手前に実施する措置の内容	作業場所の確保	道路使用許可済 (注: 作業場所の確保のためにとるべき措置の内容を記載します)	
	搬出経路の確保	交通整理員を配置、2 tトラックで搬出する (注: 搬出経路の確保のためにとるべき措置の内容を記載します)	
	残存物品の搬出の確認	工事施工までに搬出する旨確認済 (注: 残存物品がある場合、その措置について記載します)	
	その他 ()	諸官庁届出済、アスベストの適正処理 (施工中) (注: 諸官庁への届出や付着物、有害物質がある場合の対応について記載します)	
工事着手の時期		平成 1 5 年 1 月 2 0 日 (注: 届出日から 7 日以降の日付を記載します)	
工事ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し ◦有 無 (注: この工程での分別解体の方法は、原則手作業でなければなりません)	◦ 手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し ◦有 無 (注: この工程での分別解体の方法は、原則手作業でなければなりません)	◦ 手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し ◦有 無	手作業 ◦ 手作業・機械作業の併用
	基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し ◦有 無	手作業 ◦ 手作業・機械作業の併用
	その他 ()	その他の取り壊し 有 ◦無	手作業 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序		◦上の工程における の順序 (注: 通常であれば左記の順序が一般的です) その他 () その他の場合の理由 ()	
建築物に用いられた建設資材の量の見込み		(注: 特定建設資材だけでなく、建築物に用いられた全ての建設資材について記載します) 3 5 トン	
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分 (注: 実際の発生量と違っていても訂正や変更届を提出する必要はありません)	種類	量の見込み 発生が見込まれる部分 (注)
		◦コンクリート塊	9 トン ◦
		アスファルト・コンクリート塊	トン ◦
		◦建設発生木材	1 6 トン ◦ ◦ ◦
(注) 建築設備・内装材等 屋根ふき材 外装材・上部構造部分 基礎・基礎ぐい その他			
備考			

以外の事項は法第 9 条第 2 項の基準に適合するものでなければなりません。
 欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

分別解体等の計画等（記載例）

使用する特定建設資材の種類	コンクリート <input checked="" type="checkbox"/> コンクリート鉄から成る建設資材 <input checked="" type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材					
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	(注)：新築の場合は空欄、増築又は修繕・模様替等の場合には建築年数等を記載します				
	周辺状況	住宅地 (注)：工事の施工に際し配慮すべきことを具体的に記載します				
	作業場所の状況	更地 (注)：分別解体のために想定される作業場所の現状を具体的に記載します				
	搬出経路の状況	前面道路 8メートル (注)：障害物の有無、道路復員、交通規制の状況等を記載します				
	付着物の有無（修繕・模様替工事のみ）	なし (注)：修繕・模様替の場合、特定建設資材の吹き付け石綿の有無を記載します				
	その他（ ）	(注)：解体時に有害物質が発生する場合、その種類等を記載します				
工事着手前に実施する措置の内容	作業場所の確保	道路使用許可済 (注)：作業場所の確保のためにとるべき措置の内容を記載します				
	搬出経路の確保	交通整理員を配置 (注)：搬出経路の確保のためにとるべき措置の内容を記載します				
	その他（ ）	(注)：諸官庁への届出や付着物、有害物質がある場合の対処について記載します				
工事着手の時期	平成 15 年 1 月 20 日 (注)：届出日から7日以降の日付を記載します					
工事ごとの作業内容	工程	作業内容				
	造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
	基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
	上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
	屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
	建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
	その他（仮設、外構（舗装））	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分又は使用する部分（注）		
		<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート塊	0.05トン	<input checked="" type="checkbox"/>		
		<input checked="" type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	0.01トン	<input checked="" type="checkbox"/>		
		<input checked="" type="checkbox"/> 建設発生木材	0.5トン	<input checked="" type="checkbox"/>		
(注)	造成等	基礎	上部構造部分・外装	屋根	建築設備・内装等	その他
備考						

(注)：工事に伴い発生する端材、残材等を記載します

以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。
欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

分別解体等の計画等（記載例）

工作物の構造 (解体工事のみ)		レ鉄筋コンクリート造 その他 ()		
工事の種類		レ新築工事 維持・修繕工事 解体工事 電気 水道 ガス レ下水道 鉄道 電話 その他 ()		
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)		コンクリート レコンクリート及び鉄から成る建設資材 レアスファルト・コンクリート 木材		
工作物に関する 調査の結果		工作物の状況	(注)：新築の場合は空欄、修繕・解体等の場合に築造年数等を記載します	
		周辺状況	付近は住宅密集地である (注)：工事の施工に際し配慮すべきことを具体的に記載します	
		作業場所の状況	県道上であり、交通量が多い 工作機械等の置き場所がない (注)：分別解体のために想定される作業場所の現状を具体的に記載します	
		搬出経路の状況	作業場所が県道上であり、特に問題はない (注)：搬出経路の確保のためにとるべき措置の内容を記載します	
		付着物の有無(解体・維持・修繕工事のみ)	なし (注)：解体・修繕の場合、特定建設資材の吹き付け石綿の有無を記載します	
		その他 ()	(注)：解体時に有害物質が発生する場合、その種類等を記載します	
工事着手前に実施 する措置の内容		作業場所の確保	隣接地を借用、道路使用許可済、道路占用許可済 (注)：作業場所の確保のためにとるべき措置の内容を記載します	
		搬出経路の確保	支障なし (注)：搬出経路の確保のためにとるべき措置の内容を記載します	
		その他 ()	(注)：諸官庁への届出や付着物、有害物質がある場合の対応について記載します	
工事着手の時期		平成 1 5 年 1 月 2 0 日 (注)：届出日から 7 日以降の日付を記載します		
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容		分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	仮設	仮設工事	有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	土工	土工事	有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎	基礎工事	有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	本体構造	本体構造の工事	有	手作業 手作業・機械作業の併用
	本体付属品	本体付属品の工事	有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	その他 ()	その他の工事	有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序 (解体工事のみ)		上の工程における の順序 (注)：通常であれば左記の順序が一般的です その他 () その他の場合の理由 ()		
工作物に用いられた建設資材の量 の見込み(解体工事のみ)		(注)：特定建設資材だけでなく、建築物に用いられた全ての建設資材について記載します		
廃棄物発生見込み	特定建設資材廃棄物の種類ごとの 量の見込み(全工事)並びに特定 建設資材が使用される工作物の部 分(新築・維持・修繕工事のみ) 及び特定建設資材廃棄物の発生が 見込まれる工作物の部分(維持・ 修繕・解体工事のみ)	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分又は 使用する部分(注)
		レコンクリート塊	0.5トン	レ
		レアスファルト・コンクリート塊	0.05トン	レ
	建設発生木材	トン		
(注) 仮設 土工 基礎 本体構造 本体付属品 その他				
備考				

以外の事項は法第 9 条第 2 項の基準に適合するものでなければなりません。
欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

- (4) 下請業者等に対する告知（受注者（元請業者）の義務）（法第12条第2項）
 対象建設工事の元請業者は、請け負った建設工事の全部又は一部を他の建設業者に下請けさせる場合には、元請業者は下請業者に対し、事前届出の内容について告知する必要があります。（参照22ページ）
- (5) 標識の掲示、技術管理者の配置（受注者の義務）（法第31条、第33条）
 分別解体等及び再資源化等の実施に当たっては、解体工事業者は、その営業所及び解体工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名、登録番号等を記載した標識（1）を掲示する必要があります。また、工事の施工を管理する技術管理者（2）を配置する必要があります。

1 標識の様式

解体工事業者登録票	
商号、名称又は氏名	有限会社 解体
法人である場合の代表者の氏名	
登録番号	-
登録年月日	平成 年 月 日
技術管理者の氏名	

40cm 以上

35cm 以上

2 技術管理者には、次の 実務経験又は 資格を有していなければなりません。

実務経験者

学 歴	実務経験年数	解体工事業者登録		(参考) 建設業 許 可
		注2)国土交通大臣 指定講習受講者		
一定の学科注1)を履修した大学・高専卒業者	2年	1年		3年
一定の学科を履修した高校卒業者	4年	3年		5年
上記以外	8年	7年		10年

有資格者

資格・試験名	種 別
建設業法による技術検定	一級建設機械施工
	二級建設機械施工（「第一種」、「第二種」）
	一級土木施工管理
	二級土木施工管理（「土木」）
	一級建築施工管理
	二級建築施工管理（「建築」、「躯体」）
技術士法による第二次試験	技術士（「建設部門」）
建築士法による建築士	一級建築士
	二級建築士
職業能力開発促進法による技能検定	一級とび・とび工
	二級とび+解体工事経験1年
	二級とび工+解体工事経験1年
国土交通大臣が指定する試験	解体工事施工技士試験合格者注3)

注1)一定の学科とは、土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する）

る学科を含む。) 建築学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科

注2) 講習については、(社)全国解体工事業団体連合会が実施する解体工事施工技術講習

注3) 解体工事施工技士試験は、(社)全国解体工事業団体連合会が実施する試験

Q & A

Q16 解体工事業者の登録者の場合、現場に置く技術管理者は兼任してもよいか？

A16 技術管理者の職務は解体工事の施工に従事する他の者の監督を行うことであり、これが可能であれば複数の工事現場を兼務することは差し支えありません。

Q17 標識の掲示は元請業者だけでよいか？

A17 建設業者、解体工事業者は元請、下請に係わらず店舗又は営業所及び現場ごとに標識の掲示が必要です。

(6) 発注者への完了の報告等(受注者の義務)(法第18条)

元請業者は、再資源化等が完了したときは、その旨を発注者に書面で報告()する(参照24ページ)とともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成、保存する必要があります。

報告の内容

- ・ 再資源化等が完了した年月日
- ・ 再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・ 再資源化等に要した費用

(7) 県等による助言、勧告及び命令等(法第14条、第15条、第19条、第20条及び第42条)

鳥取県知事等は、対象建設工事の受注者(自主施工者を含む)に対し、分別解体等及び再資源化等が不適切な方法により施工されている場合などには、助言又は勧告を行うことができます。(参照25、26ページ)その場合、発注者、当該工事の受注者(自主施工者を含む)に対し、分別解体等及び再資源化等の実施状況について報告(1、2)を求めることができます。さらに、当該工事の受注者(自主施工者を含む)が正当な理由がなく分別解体等及び再資源化等の適正な実施に必要な行為をしない場合には、当該工事の受注者(自主施工者を含む)に対し、分別解体等及び再資源化等の方法の変更その他必要な措置を命じることができます。(参照27、28ページ)

1 報告の内容(発注者に対し徴収するもの)

- ・ 受注者から発注者への説明書(法第12条第1項)
- ・ 契約書類(法第13条及び省令第4条)等

2 報告の内容（受注者（自主施行者を含む）に対し徴収するもの）

- ・ 分別解体等の方法に関する事項（届出書（別表含む）、発注者への説明書、下請業者等に対する告知書、工事中の写真等）
- ・ 再資源化等に関する事項（届出書（別表含む）、発注者への説明書、下請業者等に対する告知書）
- ・ 再資源化等をした施設に関する事項（マニフェスト、支払伝票等）
- ・ 契約書類（下請契約を含む）（法第 13 条及び省令第 4 条事項）等

Q & A

Q18 分別解体等が不適切な方法により施工されている場合とは、どのような場合か？

A18 事前届出等によらないで、施工している次の場合等が考えられます。

- (1) 無届出で施工している。
- (2) 分別解体せず、ミンチ解体している。
- (3) 建設業許可（土木工事業、建築工事業及びとび・土工工事業）又は解体工事業者の登録をしていない業者が施工している。
- (4) 建設業の許可票又は解体工事業者の標識を現場等に掲示せず施工している。

Q19 再資源化等が不適切な方法により施工されている場合とは、どのような場合か？

A19 再資源化の定義を逸脱する次の行為等が考えられます。

- (1) 分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物（コンクリート、アスファルト・コンクリート及び木材）を最終処分場へ搬出した。
- (2) 分別解体等に伴って生じた木材を焼却施設しか持たない中間処理施設に搬出した。
- (3) 分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物（コンクリート、アスファルト・コンクリート及び木材）を現場でそのまま再使用した。

参考様式

法第 12 条第 1 項に基づく説明書（記載例）

平成 年 月 日

（発注者）

様

有限会社 建設

氏名（法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名） 代表取締役

（郵便番号 - ） 電話番号 - -

住所 鳥取市

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 1 項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について下記のとおり説明します。

記

1 説明内容 添付資料のとおり

2 添付資料

ポイント！：発注者に対する説明は、法第 13 条による届出書及び別表により説明することができます

届出書（届出書 様式第一号（参照 13 ページ）に必要事項を記載したもの）

別表（別表 1 ～ 3（参照 14 ～ 16 ページ）のいずれかに必要事項を記載したもの）

↳ 別表 1（建築物に係る解体工事）

別表 2（建築物に係る新築工事等（新築、増築、修繕、模様替））

別表 3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））

その他の別添資料

↳ 案内図

↳ 工程表

参考様式

(法第13条及び省令第4条に基づく契約書面)(記載例)

(建築物に係る解体工事の場合)

※**注!**:法第13条による届出書及び別表を添付してもかまいません

1 分別解体等の方法

工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	建築設備・内装材等 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	屋根ふき材 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由(腐朽)
	外装材・上部構造部分 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎・基礎ぐい 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	その他() 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用

※**注!**:手作業・機械作業の併用については、窓口で相談してください

2 解体工事に要する費用

円(税込)

※**注!**:特定建設資材についてのみ記載してください

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

施設名称 有限会社 興業

所在地 鳥取市 (処理施設 鳥取市)

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

円(税込)

参考様式

法第 12 条第 2 項に基づく告知書（記載例）

平成 年 月 日

（下請負人）

様

有限会社 建設

氏名（法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名） 代表取締役

（郵便番号 - ） 電話番号 - -

住所 鳥取市

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 2 項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について下記のとおり告知します。

記

1 告知の内容 添付資料のとおり

2 添付資料

ポイント！：下請業者に対する告知は、法第 13 条による届出書及び別表により説明することができます

届出書（届出書 様式第一号（参照 13 ページ）に必要事項を記載したもの）

別表（別表 1 ～ 3（参照 14～16 ページ）のいずれかに必要事項を記載したもの）

↳ 別表 1（建築物に係る解体工事）

別表 2（建築物に係る新築工事等（新築、増築、修繕、模様替））

別表 3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））

その他の別添資料

↳ 案内図

↳ 工程表

参考様式

工事が取り止め
になったら...

建設工事取止届(記載例)

平成 年 月 日

鳥取地方県土整備局長 様

届出者 フリガナ
氏 名

電話番号

住 所 岩美郡岩美町

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 10 条第 1 項の規定により届出をした工事を取り止めます。

1 受 理 日 平成 年 月 日

ポイント! : 受付番号がわからない
場合は窓口でお尋ねください。

2 受 付 番 号

3 工 事 の 名 称

邸解体工事

4 工 事 の 場 所

岩美郡岩美町

参考様式

再資源化等報告書（記載例）

平成 年 月 日

（発注者）

様

有限会社 建設

氏名（法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名） 代表取締役

(郵便番号 -) 電話番号 - -

住所 鳥取県鳥取市

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

- 1 工事の名称 邸解体工事
- 2 工事の場所 鳥取県鳥取市
- 3 再資源化等が完了した年月日 平成 年 月 日
- 4 再資源化等をした施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート	有限会社 興業	鳥取県鳥取市
木材	同上	同上

- 5 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 万円（税込）

参考例 1

様式第 3 号

管 第 号
平成 年 月 日

鳥取県鳥取市
有限会社 建設
代表取締役 様

鳥取県県土整備部長

分別解体等の適正な実施について（通知）

岩美郡岩美町 邸の解体工事については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号、以下「法」という。）第 9 条の規定により分別解体が義務付けられています。

については、法第 14 条の規定に基づき、下記のとおり措置することを勧告します。

記

1 措置の内容

- （ 1 ） 岩美郡岩美町 邸の解体工事において、建築設備、内装材は手作業で取り壊すこと。
- （ 2 ） 同解体工事において、屋根瓦は手作業で取り外すこと。

2 上記の理由

岩美郡岩美町 邸の解体工事において、建築設備、内装材の取り壊し及び屋根瓦の取り外しにおいて、機械を使用した行為は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施工規則第 2 条第 3 項第 1 号及び同 2 号に反する行為であり、早急に是正する必要がある。

3 期限

平成 年 月 日まで

4 担当課

鳥取県県土整備部管理課

参考例 2

様式第 6 号

管 第 号
平成 年 月 日

鳥取県鳥取市
有限会社 建設
代表取締役 様

鳥取県県土整備部長

再資源化等の適正な実施について（通知）

岩美郡岩美町 邸の解体工事に係る特定建設資材廃棄物については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号、以下「法」という。）第 16 条の規定により再資源化が義務付けられています。

については、法第 19 条の規定に基づき、下記のとおり措置することを勧告します。

記

1 措置の内容

岩美郡岩美町 邸の解体工事において発生した特定建設資材廃棄物（コンクリート、アスファルト・コンクリート及び木材）のうち、鳥取市 * * の最終処分場に搬出した物を再資源化施設に搬入すること。

2 上記の理由

岩美郡岩美町 邸の解体工事において発生した特定建設資材廃棄物を最終処分場に搬出した行為は、法第 16 条（特定建設資材廃棄物の再資源化等義務）に反する行為であり、早急に是正する必要がある。

3 期限

平成 年 月 日まで

4 担当課

鳥取県県土整備部管理課

参考例 3

様式第 4 号

鳥取県達 第 号

(住所) 鳥取県鳥取市
(氏名) 有限会社 建設
代表取締役

岩美郡岩美町 邸の解体工事については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号、以下「法」という。）第 9 条の規定に違反しているので、同法第 15 条の規定に基づき、当該分別解体等の違反を是正するため、下記のとおり措置することを命じる。

平成 年 月 日

鳥取県知事

記

1 措置の内容

- (1) 岩美郡岩美町 邸の解体工事において、建築設備、内装材は手作業で取り壊すこと。
- (2) 同解体工事において、屋根瓦は手作業で取り外すこと。

2 上記の理由

岩美郡岩美町 邸の解体工事において、建築設備、内装材の取り壊し及び屋根瓦の取り外しにおいて、機械を使用した行為は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施工規則第 2 条第 3 項第 1 号及び同 2 号に反する行為であり、早急に是正する必要がある。

3 担当課

鳥取県県土整備部管理課

(教示)

この処分について不服があるときは、行政不服審査法（昭和 37 年 9 月 15 日 法律第 160 号）第 45 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に文書をもって、鳥取県知事に対して異議申し立てをすることができる。

参考例 4

様式第 5 号

管 第 号
平成 年 月 日

鳥取県鳥取市
有限会社 建設
代表取締役 様

鳥取県知事

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく命令の解除について
(通知)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)第 15 条の規定に基づき、平成 年 月 日付鳥取県達 第 号をもって命じた分別解体等の措置については、違反が是正されたものと認めるので命令を解除します。

4 解体工事業者の登録（法第 21 条）

建築物等の解体工事の実施には、元請、下請の別に関わらず、解体工事業者の登録又は建設業許可（土木工事業、建築工事業及びとび・土工工事業）が必要となります。

なお、登録後請け負うことができる工事は、建築一式工事（解体工事を含む）の場合は、1,500万円未満の工事又は延べ面積が150㎡未満の木造住宅工事、それ以外の建設工事は500万円未満の軽微な工事（建設業法施工令第1条の2）です。



Q&A

Q20 解体工事を下請にさせ、元請が解体工事を施工しない場合でも、元請は解体工事業者の登録は必要か？

A20 解体工事（あるいは解体工事を含む工事）を受注する場合、元請、下請に係わらず、また解体工事に係る部分を実際に施工するかしないに係わらず、土木、建築、とび・土工の建設業許可が解体工事業者の登録が必要です。

5 罰則（法第 48 条、第 49 条、第 50 条、第 51 条、第 52 条及び第 53 条）

分別解体等及び再資源化等に関する命令違反や事前届出、解体工事業の登録の手續の不備等による罰則が定められています。

罰則一覧

章	条	項	内容	罰則	罰則条項
第 3 章 分別解体等の実施	10	1	対象建設工事の届出	20万円	51条1号
		2	対象建設工事の変更の届出	20万円	
		3	対象建設工事の届出等に係る変更命令	30万円	50条1号
	15		分別解体等義務の実施命令	50万円	49条
第 4 章 再資源化等の実施	18	1	発注者への報告の記録	10万円	53条1号
	20		再資源化等義務の実施命令	50万円	49条
第 5 章 解体工事業	21	1	登録	懲役1年・50万円	48条1号
		2	登録更新	懲役1年・50万円	
	25	1	変更の届出	30万円	50条2号
	27	1	廃業等の届出	10万円	53条2号
	29	1	登録の取り消し等の場合における解体工事の措置	20万円	51条2号
	31		技術管理者の設置	20万円	51条3号
	33		標識の掲示	10万円	53条3号
	34		帳簿	10万円	53条4号
	35	1	事業停止命令	懲役1年・50万円	48条3号
	37	1	報告の徴収	20万円	51条4号
1		立入検査	20万円	51条5号	
第 6 章 雑則	42		報告の徴収	20万円	51条4号
	43	1	立入検査	20万円	51条6号

6 届出先一覧

工事の種類	工事場所	工事の内容等	宛先	受付窓口	電話
建築物の解体、新築、模様替等工事	鳥取市	全ての建築物	鳥取市長	鳥取市建築指導課	0857-22-8111
	米子市	全ての建築物	米子市長	米子市建築指導室	0859-22-7111
	倉吉市	全ての建築物	倉吉市長	倉吉市建築課	0858-22-8111
	境港市	建築基準法第6条第1項第4号建物	境港市長	境港市住宅課	0859-44-2111
		上記以外の建築物	西部総合事務所 県土整備局長	中部総合事務所県土整備局建築住宅課	0859-31-9753
	岩美郡	全ての建築物	鳥取地方県土整備局長	鳥取地方県土整備局建築住宅課	0857-20-3634
	八頭郡				
	気高郡				
	東伯郡	全ての建築物	中部総合事務所 県土整備局長	中部総合事務所県土整備局建築住宅課	0858-23-3235
	西伯郡	全ての建築物	西部総合事務所 県土整備局長	西部総合事務所県土整備局建築住宅課	0859-31-9753
日野郡	全ての建築物	西部総合事務所 県土整備局長	日野総合事務所県民局 県民課 又は 西部総合事務所県土整備局建築住宅課	0859-72-2086	
			西部総合事務所県土整備局建築住宅課	0859-31-9753	
建築物以外の工作物の解体、新築工事等(土木工事等)	鳥取市	全ての工事	鳥取市長	鳥取市都市建設課	0857-22-8111
	米子市	全ての工事	米子市長	米子市建築指導室	0859-22-7111
	倉吉市	全ての工事	倉吉市長	倉吉市建築課	0858-22-8111
	境港市	全ての工事	西部総合事務所 県土整備局長	西部総合事務所県土整備局維持管理課	0859-31-9712
	岩美郡	全ての工事	鳥取地方県土整備局長	鳥取地方県土整備局維持管理課	0857-20-3605
	気高郡				
	八頭郡	全ての工事	八頭地方県土整備局長	八頭地方県土整備局維持管理課	0858-72-3857
	東伯郡	全ての工事	中部総合事務所 県土整備局長	中部総合事務所県土整備局維持管理課	0858-23-3217
	西伯郡	全ての工事	西部総合事務所 県土整備局長	西部総合事務所県土整備局維持管理課	0859-31-9712
日野郡	全ての工事	日野総合事務所 県土整備局長	日野総合事務所県土整備局維持管理課	0859-72-2046	

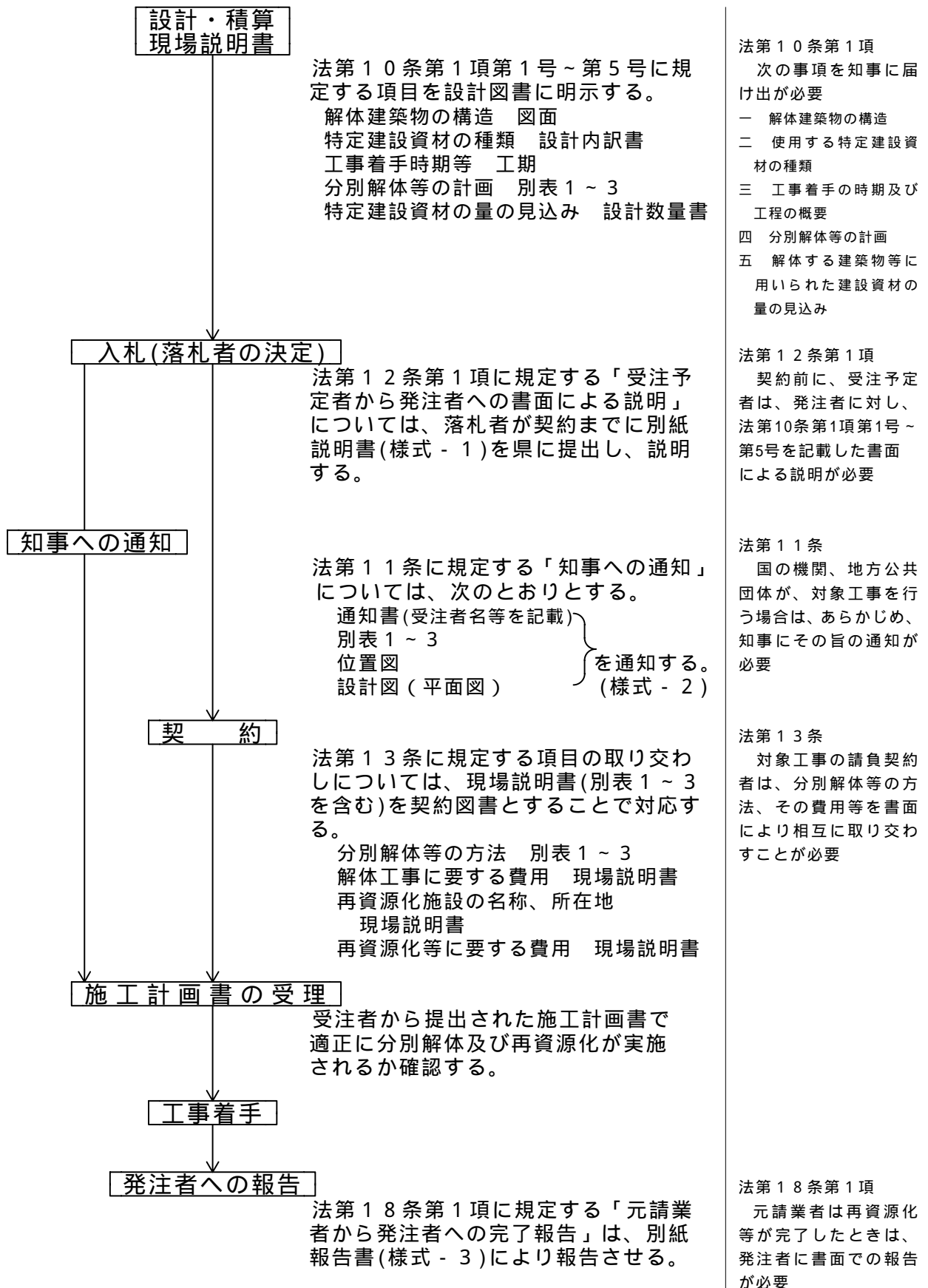
7 再資源化施設一覧

平成16年3月現在

施設名称	処理施設所在地	電話	受入廃棄物の種類		
			コンクリート	アスファルト・ コンクリート	木材
ガイ-トクマガイ(株)八幡アスコン共同企業体	鳥取市晩稲船戸21	0857-31-1201			
(株)原田建設	鳥取市福井454	0857-53-4331			
(有)森本組	鳥取市里仁507-1	0857-28-5392			
吾妻商事(有)	岩美郡岩美町浦富3081番地21	0857-72-2501			
(株)中尾工業	鳥取市北村38番地1	0857-28-5989			
駒井重機建設(株)	鳥取市中村252、614番地39	0857-23-7014			
大成ワッパ(株)鳥取合材工場	鳥取市千代水4丁目77番地	0857-28-5326			
(株)NIPPONコーポレーション鳥取合材工場	鳥取市古海1008-2	0857-23-6609			
(有)湯川建設	鳥取市湖山町西4丁目301	0857-28-7758			
(有)アセスメントカンパニー	鳥取市港町62番地3	0857-32-2542			
郡家重機(有)	八頭郡郡家町篠波字奥蓮谷73番地	0858-72-3119			
(株)開成建設	八頭郡郡家町大字花原字森口373番地1	0857-27-0321			
因幡環境整備(株)	八頭郡智頭町大字市瀬1478番地1	0858-75-3131			
こおげ建設(株)	八頭郡郡家町大字郡家字通り谷西平746外	0858-72-3164			
日本道路(株)グリーンアスコン	八頭郡郡家町郡家450-1外	0858-66-5050			
(株)NIPPONコーポレーション倉吉合材工場	倉吉市馬場874	0858-22-2485			
小鴨解体作業(有)	倉吉市国府字麻付峰1179-29他	0858-28-1641			
(株)クラエー	倉吉市鴨川町字砂畑30番1	0858-28-0608			
(株)アオキ建設	東伯郡関金町大字郡家字棚谷13番1	0858-48-7001			
(有)長石商店	東伯郡関金町大字関金宿字東木曾谷尻2473-3外	0858-22-6321			
(有)赤崎清掃	東伯郡赤碕町大字八幡字念佛面174-5 中山町石井垣332番1	0858-49-2033			
(有)大成商事	米子市夜見町3088番地外	0859-24-1001			
カネックス(株)	米子市和田町字荒山2141番地	0859-25-0090			
(有)クリーン環境開発	米子市大篠津3031番地6	0859-48-2048			
アスファルト合材(株)米子工場	米子市大篠津町字東四反場3280番地	0859-25-0111			
(有)山陰エコシステム	境港市中海干拓地452	0859-47-5700			
(有)山陰クリエート	米子市和田町2162番地1	0859-25-1121			
日本道路(株)米子合材センター	西伯郡西伯町大字馬佐良673番5	0859-66-5050			
(有)きのえ	西伯郡中山町羽田井646番地1	0859-58-2246			
丸福石油(株)	西伯郡淀江町大字小波字泉原432-73外	0859-56-2821			
(株)大協組	西伯郡淀江町大字稲吉字滝ノ上987外	0859-27-0611			

8 公共工事における取り扱い

県の発注する工事は、次のフロー図によって執行しています。



発注者への説明
(公共工事の場合)

(様式 1)

分別解体等説明書(記載例)

平成 年 月 日

(発注者)

鳥取地方県土整備局長 様

有限会社 建設

氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) 代表取締役

(郵便番号 -) 電話番号 - -

住所 鳥取市

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条に規定する事項については、下記のとおりです。

記

1 工事の名称 県営住宅 団地解体工事

2 工事の場所 岩美郡岩美町

※注！：説明の内容については、契約図書により説明することができます

3 法第10条第1項第1号から第5号の項目

事項	内容
解体工事の場合の解体する建築物等の構造	契約図書の図面のとおり
新築工事等の場合の使用する特定建設資材の種類	契約図書の設計内訳書のとおり
工事着手の時期及び工程の概要	契約図書のとおり
分別解体等の計画	契約図書の現場説明書(別表1~3)のとおり
解体工事の場合の解体する建築物に用いられた特定建設資材の量の見込み	契約図書の設計数量書のとおり

(様式 2)

通知書(記載例)

平成 年 月 日

鳥取地方県土整備局長 様

発注者職氏名 鳥取地方県土整備局長 印
住 所 鳥取市立川町6丁目176

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定により、下線のとおり通知します。

記

連絡	所属名	鳥取地方県土整備局道路都市課		
	担当者職氏名 ^{フリガナ}	土木技師		
	電話番号	-		
工事の内容	工事の名称	県道 線改良工事		
	工事の場所	岩美郡岩美町		
	工事の概要	<p>工事の種類</p> <p>建築物に係る解体工事 建築物に係る新築又は増築の工事</p> <p>建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの</p> <p>↳ 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (舗装工事) 注</p> <p>工事の規模</p> <p>建築物に係る解体工事 用途 _____、階数 _____、工事対象床面積 _____ m²</p> <p>建築物に係る新築又は増築の工事 用途 _____、階数 _____、工事対象床面積 _____ m²</p> <p>建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの</p> <p>用途 _____、階数 _____、請負代金 _____ 万円(税込)</p> <p>建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 _____ 万円(税込)</p>		
	工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 工事着手予定日：平成 年 月 日		
請負	会社名	有限会社 建設	現場代理人氏名 ^{フリガナ}	
	所在地	〒 - - 鳥取県鳥取市		
	電話番号	- -	ファクシミリ	- -

受付番号： _____

注) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は工事の具体的な種類を記入する。(例：舗装、築堤、土地改良等)

添付資料 別表1 別表2 ↳別表3

↳位置図

↳設計図(平面図)

(様式 3)

再資源化等報告書(記載例)

平成 年 月 日

(発注者)

様

有限会社 建設

氏名(法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名) 代表取締役

(郵便番号 -) 電話番号 - -

住所 鳥取県鳥取市

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、
下記のとおり特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

- 1 工事の名称 邸解体工事
- 2 工事の場所 鳥取県鳥取市
- 3 再資源化等が完了した年月日 平成 年 月 日
- 4 再資源化等をした施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート	有限会社 興業	鳥取県鳥取市
木材	同上	同上

- 5 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 万円(税込)

9 届出書等様式

(様式第一号)

届 出 書

平成 年 月 日

局長
市長 様

カガナ
氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) _____ 印

(郵便番号 _____) 電話番号 _____

住所 _____

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 10 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 工事の概要

工事の名称 _____

工事の場所 _____

工事の種類

建築物に係る解体工事 建築物に係る新築又は増築の工事
建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等

工事の規模

建築物に係る解体工事 用途 _____、階数 _____、工事対象床面積 _____ m²

建築物に係る新築又は増築の工事 用途 _____、階数 _____、工事対象床面積 _____ m²

建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの

用途 _____、階数 _____、請負代金 _____ 万円

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 _____ 万円

請負・自主施工の別： 請負 自主施工

2 元請業者 (請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

カガナ
氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) _____

(郵便番号 _____) 電話番号 _____

住所 _____

許可番号 (登録番号)

建設業の場合

建設業許可 _____ 大臣 知事 _____ 号

主任技術者 (監理技術者) 氏名 _____

解体工事業の場合

解体工事業登録 _____ 知事 _____ 号

技術管理者氏名 _____

3 対象建設工事の元請業者から法第 12 条第 1 項の規定による説明を受けた年月日

(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

平成 年 月 日

4 分別解体等の計画等

建築物に係る解体工事については別表 1

建築物に係る新築工事等については別表 2

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表 3 により記載すること。

5 工程の概要

(できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。)

欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

受付番号 _____

変更届出書

平成 年 月 日

変更
箇所

局長
市長 様

フリガナ
氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) _____ 印
(郵便番号 _____) 電話番号 _____
住所 _____

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 10 条第 2 項の規定により、下記のとおり変更を届け出ます。

記

1 工事の概要

工事の名称 _____
工事の場所 _____
工事の種類 _____

建築物に係る解体工事 建築物に係る新築又は増築の工事
建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等

工事の規模

建築物に係る解体工事 用途 _____、階数 _____、工事対象床面積 _____ m²

建築物に係る新築又は増築の工事 用途 _____、階数 _____、工事対象床面積 _____ m²

建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの

用途 _____、階数 _____、請負代金 _____ 万円

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 _____ 万円

請負・自主施工の別： 請負 自主施工

2 元請業者 (請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

フリガナ
氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) _____
(郵便番号 _____) 電話番号 _____

住所 _____

許可番号 (登録番号)

建設業の場合

建設業許可 _____ 大臣 知事 _____ 号

主任技術者 (監理技術者) 氏名 _____

解体工事業の場合

解体工事業登録 _____ 知事 _____ 号

技術管理者氏名 _____

3 対象建設工事の元請業者から法第 12 条第 1 項の規定による説明を受けた年月日

(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

平成 年 月 日

4 分別解体等の計画等

(建築物に係る解体工事については別表 1
建築物に係る新築工事等については別表 2
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表 3 により記載すること。)

5 工程の概要

(できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。)

欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

受付番号 _____

分別解体等の計画等

建築物の構造		木造 鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造 鉄骨造 コンクリートブロック造 その他()		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況			
	周辺状況			
	作業場所の状況			
	搬出経路の状況			
	残存物品の有無			
	付着物の有無			
	その他()			
工事着手前に実施する措置の内容	作業場所の確保			
	搬出経路の確保			
	残存物品の搬出の確認			
	その他()			
工事着手の時期		平成 年 月 日		
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容		分別解体等の方法
	建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し 有 無		手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し 有 無		手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し 有 無		手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し 有 無		手作業 手作業・機械作業の併用
	その他()	その他の取り壊し 有 無		手作業 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序		上の工程における の順序 その他() その他の場合の理由()		
建築物に用いられた建設資材の量の見込み		トン		
廃棄物発生量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分(注)
		コンクリート塊	トン	
		アスファルト・コンクリート塊	トン	
		建設発生木材	トン	
(注) 建築設備・内装材等 屋根ふき材 外装材・上部構造部分 基礎・基礎ぐい その他				
備考				

以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。
欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

分別解体等の計画等

使用する特定建設 資材の種類	コンクリート　コンクリート及び鉄から成る建設資材 アスファルト・コンクリート　木材			
建築物に関する 調査の結果	建築物の状況			
	周辺状況			
	作業場所の状況			
	搬出経路の状況			
	付着物の有無（修繕・ 模様替工事のみ）			
	その他 （　　）			
工事着手前に実施す る措置の内容	作業場所の確保			
	搬出経路の確保			
	その他 （　　）			
工事着手の時期		平成　年　月　日		
工程ごとの作業内容	工程	作業内容		
	造成等	造成等の工事　有　無		
	基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事　有　無		
	上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事　有　無		
	屋根	屋根の工事　有　無		
	建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事　有　無		
	その他 （　　）	その他の工事　有　無		
廃棄物発生見込み	特定建設資材廃棄物の種類 ごとの量の見込み並びに特 定建設資材が使用される建 築物の部分及び特定建設資 材廃棄物の発生が見込まれ る建築物の部分	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分又は 使用する部分（注）
		コンクリート塊	トン	
		アスファルト・コンクリート塊	トン	
		建設発生木材	トン	
（注）　造成等　基礎　上部構造部分・外装　屋根　建築設備・内装等　その他				
備考				

以外の事項は法第 9 条第 2 項の基準に適合するものでなければなりません。
欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)		鉄筋コンクリート造 その他 ()		
工事の種類		新築工事 維持・修繕工事 解体工事 電気 水道 ガス 下水道 鉄道 電話 その他 ()		
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)		コンクリート コンクリート及び鉄から成る建設資材 アスファルト・コンクリート 木材		
工作物に関する 調査の結果		工作物の状況		
		周辺状況		
		作業場所の状況		
		搬出経路の状況		
		付着物の有無(解体・ 維持修繕工事のみ)		
		その他 ()		
工事着手前に実施 する措置の内容		作業場所の確保		
		搬出経路の確保		
		その他 ()		
工事着手の時期		平成 年 月 日		
工程 ごとの作業 内容及び 解体方法	工程	作業内容		分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	仮設	仮設工事 有 無		手作業 手作業・機械作業の併用
	土工	土工事 有 無		手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎	基礎工事 有 無		手作業 手作業・機械作業の併用
	本体構造	本体構造の工事 有 無		手作業 手作業・機械作業の併用
	本体付属品	本体付属品の工事 有 無		手作業 手作業・機械作業の併用
	その他 ()	その他の工事 有 無		手作業 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序 (解体工事のみ)		上の工程における の順序 その他 () その他の場合の理由 ()		
工作物に用いられた建設資材の量 の見込み (解体工事のみ)		トン		
廃棄物 発生 見込 量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの 量の見込み(全工事)並びに特定 建設資材が使用される工作物の部 分(新築・維持・修繕工事のみ) 及び特定建設資材廃棄物の発生が 見込まれる工作物の部分(維持・ 修繕・解体工事のみ)	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分又は 使用する部分(注)
		コンクリート塊	トン	
		アスファルト・コンクリート塊	トン	
		建設発生木材	トン	
(注) 仮設 土工 基礎 本体構造 本体付属品 その他				
備考				

以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。

欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

分別解体等の計画等

変更箇所		建築物の構造	木造 鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造 鉄骨造 コンクリートブロック造 その他 ()			
変更箇所	建築物に関する調査の結果	建築物の状況				
		周辺状況				
		作業場所の状況				
		搬出経路の状況				
		残存物品の有無				
		付着物の有無				
		その他 ()				
	工事着手前に実施する措置の内容	作業場所の確保				
		搬出経路の確保				
		残存物品の搬出の確認				
		その他 ()				
	工事着手の時期		平成 年 月 日			
	工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容		分別解体等の方法	
		建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し 有 無		手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()	
屋根ふき材		屋根ふき材の取り外し 有 無		手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()		
外装材・上部構造部分		外装材・上部構造部分の取り壊し 有 無		手作業 手作業・機械作業の併用		
基礎・基礎ぐい		基礎・基礎ぐいの取り壊し 有 無		手作業 手作業・機械作業の併用		
その他 ()		その他の取り壊し 有 無		手作業 手作業・機械作業の併用		
工事の工程の順序		上の工程における の順序 その他 () その他の場合の理由 ()				
建築物に用いられた建設資材の量の見込み		トン				
廃棄物発生量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み		発生が見込まれる部分 (注)	
		コンクリート塊	トン			
		アスファルト・コンクリート塊	トン			
	建設発生木材	トン				
(注) 建築設備・内装材等 屋根ふき材 外装材・上部構造部分 基礎・基礎ぐい その他						
備考						

以下の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。
欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

分別解体等の計画等

変更箇所

使用する特定建設資材の種類	コンクリート コンクリート鉄から成る建設資材 アスファルト・コンクリート 木材			
建築物に関する調査の結果	建築物の状況			
	周辺状況			
	作業場所の状況			
	搬出経路の状況			
	付着物の有無（修繕・模様替工事のみ）			
	その他（ ）			
工事着手前に実施する措置の内容	作業場所の確保			
	搬出経路の確保			
	その他（ ）			
工事着手の時期		平成 年 月 日		
工程ごとの作業内容	工程	作業内容		
	造成等	造成等の工事 有 無		
	基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 有 無		
	上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 有 無		
	屋根	屋根の工事 有 無		
	建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 有 無		
	その他（ ）	その他の工事 有 無		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分又は使用する部分（注）
		コンクリート塊	トン	
		アスファルト・コンクリート塊	トン	
		建設発生木材	トン	
（注） 造成等 基礎 上部構造部分・外装 屋根 建築設備・内装等 その他				
備考				

以外の事項は法第 9 条第 2 項の基準に適合するものでなければなりません。
欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

